

## 公益社団法人相模原法人会 入会及び退会規則改正理由

現状の入会申込書は記載する事項が多岐にわたるため、入会申込書をすぐにご提出いただ  
けずに入会の機会が失いやすい。現在は新入会員よりも退会者が多く、現状に見合っていない  
ため、入会申込書の内容を精査し、改正案の事項に絞り会の円滑な運営を図りたい。

## 公益社団法人相模原法人会 入会及び退会規程一部改正案

現行規定	一部改正案
<p style="text-align: center;">公益社団法人相模原法人会 入会及び退会規程</p> <p>(別表) 入会申込書に記載する主要事項</p> <p>1 正会員及び賛助会員</p> <p>(1) 入会に際しての誓約</p> <p>(2) 法人名、設立年月日、所在地、代表者名、生年月日、電話、FAX、ホームページアドレス、メールアドレス、資本金、決算期、業種、紹介者名</p> <p>(3) 個人情報公開についての同意・不同意の確認（ホームページ、機関誌等での公表とその範囲）</p> <p>(4) 年会費額</p>	<p style="text-align: center;">公益社団法人相模原法人会 入会及び退会規程</p> <p>(別表) 入会申込書に記載する主要事項</p> <p>1 正会員及び賛助会員</p> <p>(1) 入会に際しての誓約</p> <p>(2) 法人名、所在地、代表者名、電話、<u>F A X、メールアドレス、業種、紹介者名</u></p> <p>(3) 個人情報公開についての同意・不同意の確認（ホームページ、機関誌等での公表とその範囲）</p> <p>(4) 年会費額</p>